

トピックス

- 金誠同達、ALB「2021 年度日系企業対象業務最優秀海外法律事務所」に三年連続でノミネート

法令速報

- 市場監督管理総局等の五部門、「公平競争審査制度実施細則」を通達
- 市場監督管理総局、「価格違法行為行政処罰規定(意見募集稿)」に対する意見を募集
- 司法部、「仲裁法」の改正に対する意見を募集

弁護士コラム

- 中国当局、22社のプラットフォーム業者にかかわるガンジャンピング行為に対する処罰の事例を再び公布

金誠同達、ALB「2021 年度日系企業対象業務最優秀海外法律事務所」に三年連続でノミネート

先日、Asian Legal Business(ALB)は、2021 年度 ALB 日本法律大賞のノミネートリストを公表しました。金誠同達は、長年にわたる日系企業対象業務の分野でのきめ細かな法律サービスが評価され、「日系企業対象業務海外法律事務所大賞」にノミネートされました。

日本法律大賞(Japan Law Award 2021)は、トムソンロイター傘下のハイエンド法律メディアである Asian Legal Business(ALB)が主催する賞です。この賞の趣旨は、日系企業向け法務の市場をリードする法律事務所及び企業法務チーム、並びに前年度の突出していた取引事例を対象とする表彰にあります。2019 年と 2020 年に、金誠同達は中国大陸地区での代表としてノミネートされ、最終的には、「年間日系企業対象業務最優秀海外法律事務所」(Japan Practice Foreign Law Firm of the Year)の大賞を二年連続で受賞いたしました。

今回の再ノミネートは、国際法律専門メディア・業界・クライアントから金誠同達へのこれまでの一連の取り組みへの賛同を表しており、さらには、金誠同達が扱って参りました日系企向け業務の専門能力とサービス水準に対する高い評価をも表しています。

金誠同達の日本業務チームのメンバーが日本又は中国の有名法科大学院を卒業しています。コアメンバーは、共に歩み続けて、はや二十年近くの歳月を経ており、外商投資と対外投資の多くの重要な時点と重大な案件に共に立ち合い、共に参加して参りました。金誠同達の日本業務チームは、国際的な視点に立って中国本土に根を張り、多国籍企業の日本国及び中国における投資と発展に待ち受ける各種の複雑な枠組みとモデルを洞察し、市場への参入及び日常的な運営から争議の解決までのワンストップ法律サービスを多国籍企業に提供しています。長年にわたって金誠同達の日本業務チームは、越境投融資、合併買収・再編、独占禁止・競争法、争議の解決、税関、コンプライアンス、税務、知的財産権などの諸々の分野における専門的な法的サポートを多国籍企業に提供しています。

近年におきまして、金誠同達の日本業務チームは、サービスの範囲を継続的に拡大し、外商投資の分野における業務上の優勢を強化し続けているとともに、中国企業から寄せられる日系企業対象業務へのニーズに対しても積極的な対応を行っており、日本国の現地におけるサービス効率の有効な向上に取り組んでいます。

グローバル経済において、新型コロナウイルスの感染拡大、保護主義の復古などの多重の困難、並びに国際投資及び貿易が直面する課題及び挑戦が、山積みとなっている情勢の下、金誠同達の日本法律大賞への再ノミネートは、まるで金誠同達の日本業務チームに掛けられたねぎらいのお言葉のようであります。金誠同達はこれを励みとし、日系企業の対中投資、及び中国企業の対日投資を専門に扱う法律顧問として日々精進し、より高品質の法律サービスの広範にわたるクライアントの皆さまへのご提供に努めて参る所存であります。

市場監督管理総局等の五部門、「公平競争審査制度実施細則」を通達

2021年6月29日に、国家市場監督管理総局等の五部門は、「公平競争審査制度実施細則」(以下「細則」という。)を共同で通達した。「細則」は通達日から施行されている。「細則」には、審査のメカニズム・プロセス・基準、除外規定、第三者による評価・監督・責任追及などが、含まれている。審査の基準においては、市場参入・撤退基準、商品・要素の自由な流通に関する基準、生産経営に影響するコストの基準、生産経営に影響を及ぼす行為の基準などに対し、細分化された規定が行われている。

(出典：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fldj/202107/t20210708_332422.html)

市場監督管理総局、「価格違法行為行政処罰規定(意見募集稿)」に対する意見を募集

司法部は7月2日、「価格違法行為行政処罰規定(改定版意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)を起草し、社会の各業界からの意見を公に募集している(2021年8月2日まで)。今回の「意見募集稿」においては、新たな業態における価格違法行為に対し、規定が行われている。電子商取引プラットフォーム経営者によるピッ

クデータ解析、アルゴリズムなどの技術手段を利用し、コスト又は正当なマーケティング戦略以外の要素に基づく同等の取引条件下における同一の商品又はサービスに対する異なる価格の設定、競争相手の排除又は市場の独占を目的とする補助金等の形式を用いたダンピングの実施などの価格違法行為に対し、警告が下される。これと同時に、前年度の総売上高の1000分の1から1000分の5までの金額に相当する過料が併科され、違法所得があった場合は、併せて違法所得が没収され、情状が深刻な場合は、営業停止が命ぜられ、又は営業許可証が取り消され得る。

(出典：http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202107/t20210702_332196.html)

司法部、「仲裁法」の改正に対する意見を募集

司法部は7月30日から、「仲裁法(改正)(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」)について、社会の各業界からの意見を公に募集している(2021年8月29日まで)。今回の「意見募集稿」においては、現行の「仲裁法」に以下のような大幅な変更が加えられている。

- 仲裁協議書における「仲裁事項と仲裁機関についての明確な取決めの必要性」という強制的な要求の削除、仲裁地の概念の明確化
- 臨時措置に関する章・節の追加、臨時措置を講じる権限の仲裁廷への付与、緊急仲裁員制度の追加
- 裁決取消申請に関する規定の完全化
- 執行の段階においては、当事者による仲裁裁決不執行申請の権利が、取り消されている。
- 涉外仲裁に関する章・節における臨時仲裁(特設仲裁廷)制度の確立

今回の「意見募集稿」においては、上記の改正に加えて、仲裁可能な事項の範囲が拡大されており、「国際的な経済交流の促進」や「人民裁判所の法による仲裁の支持・監督」などの原則的な条項が、追加されている。総じて述べると、今回の改正においては、国による仲裁の支持、仲裁効率の向上、及び仲裁の国際慣例との連動加速という立法の姿勢が、体现されている。

(出典：http://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/lfyjzj/lffyjzj/202107/t20210730_432967.html)

中国当局、22社のプラットフォーム業者にかかわるガンジャンピング行為に対する処罰の事例を再び公布

作者 李 太陽

2021年7月7日に、中国国家市場監督管理総局(中国の独占禁止法執行機関。以下「SAMR」という。)は、22件にわたるプラットフォーム業者にかかわるガンジャンピング行為に対する処罰の事例を一括で公布しました。これらの案件から見ると、下記の動向につき留意する必要があるかと思われます。

- 1、4%弱の少数持分保有株主の(共同)支配権保有に対する当局の認定

企業結合(中国語:「経営者集中」)について、その申告義務の有無を判断するに当たっては、企業結合の前後における支配権の変更または取得の有無、および法定申告基準への到達の成否が、二つの大きな基準とされています。支配権の変更または取得の有無について、従来の実務では、10%以下の持分を有する少数株主が、支配権を有するものと認定される可能性は、一般的には、低かったものと思われます。しかし、今回の処罰の事例においては、4%弱の少数株主も、共同支配権を有するものと認定されており、ガンジャンピング行為により処罰されてしまいました。この事例から見ても明らかな点とは、支配権の変更または取得の有無を判断する際には、ただ持分比率にのみ基づくのではなく、さらには、各株主による対象企業への実質的な影響力の有無にも基づき、全面的かつ慎重に判断するほうが、穏当であろうということです。

2、未申告状態の継続期間中における行政処罰時効の不適用

今回公布された案件には、2011年に生じた企業結合案件も含まれていました。同案件はその発生から現時点で既に10年以上も経過していますが、依然として処罰されてしまいました。中国の行政処罰法などにおいては、法令違反行為に対する行政処罰につき、責任追及時効制度が実施されています。責任追及時効期間は、通常の場合には、違反行為の発生日から2年(一部の深刻な行為については5年)とされています。ひとたび責任追及時効期間を経ると、同違反行為につき、行政処罰を下すことができなくなります。一方、違反行為が継続していた場合には、当該行為に対する責任追及時効期間は、当該行為の完了日から起算するものとされています。企業結合のガンジャンピング案件の未申告状態は、一貫して継続していますので、その継続期間中においては、責任追及時効は、援用を受けることができないものと思われます。

3、当局の規制に対する姿勢の厳格化

今回当局は、22件の処罰事例を一括で公布しました。これには、前例がないわけではなく、2020年の12月以降、今回で四回目となります。SAMRは2020年12月14日に、アリババなどのプラットフォームを運営する三社によるガンジャンピング行為に対する処罰の事例を公布しており、その後、プラットフォーム業者が及んだガンジャンピング行為に対する処罰に関する事例は、2021年3月12日に10件、同年の4月30日に9件、それぞれ一括で公布されています。これらの事例において、当局は制裁金の法定上限をもって処罰を下しており、この点においても、当局の規制に対する姿勢の厳格さが、反映されているものかと思われます。

また、中国当局による案件に対して執行する調査および処罰の迅速さも、強く印象付けられています。今回公布された処罰案件では、調査の開始から処罰決定の公布までの期間が、わずか2か月以内で済んでいる例もあり、そのほかにも、3、4か月以内で完了しているものも、多く見受けられます。これは、中国当局の実務経験の積上げに伴い、案件に対する調査および処罰の迅速さが、増しているという傾向を裏付けることのできるものでもあります。

4、外国企業にかかわるケース

プラットフォーム業者をめぐる独占禁止法の執行例には、中国国内の事業者を対象としたものが多いですが、外資系企業にかかわっていた事例も、時々発生しています。例えば、今回の22件の事例の中には、日系重工業の大手(三菱重工業株式会社)も含まれていました。これ以前においては、トヨタ自動車(Toyota Motor Corporation)、およびソフトバンク(SoftBank Corp.)が、中国のプラットフォーム業者と合弁会社を設立した際に、中国の独占禁止法のとおり事前に必要な申告を行っておらず、SAMRに制裁金を課されたという事例もありました。

5、まとめ

さらに、企業結合をめぐるガンジャンピング行為のほか、目下、プラットフォーム業者を対象とした企業結合禁止に関する事例や、プラットフォーム企業による市場支配的地位濫用行為に対する処罰等に関する事例も、続々と出てきています。これらの一連の事例から見ると、中国においては、当局のプラットフォーム業者などによる独占禁止法違反行為に対する厳格な規制を敷く姿勢が、今後も続けられていく模様です。企業としては、法的リスクの最小化のためには、日常の経営における独占禁止などの法令遵守やコンプライアンスの徹底化が必要となります。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダ
- ーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>